

都和中学校の運動部活動に係る活動方針

1 運動部活動の基本的な考え

- 運動部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施する。
- 全職員の共通理解のもと、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化が図れるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な運動部活動の運営を図っていく。

2 運動部活動の休養日の設定

- 学期中は週当たり2日以上（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日はいずれか1日以上）を休養日とする。また、週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り返る。
- 長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - ・夏季休業中・・・ 8月12日 ～ 8月16日（5日間）
 - ・冬季休業中・・・ 12月27日 ～ 1月 3日（7日間）
 - ・定期試験前3日間及び学校閉庁日は、活動を中止とする。

3 運動部活動の活動時間

- 1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする

4 運動部活動の朝の活動

- 原則として、朝の活動は行わない。ただし、以下の場合に限り、保護者の同意を得て、申請があった場合、校長が認め許可する。
 - ・市総合体育大会、市新人体育大会等の1ヶ月前からの期間（7:20～）※総体は5月の連休から、新人：体育祭の翌週から試合に負けた日まで
 - ・活動時間が十分に確保できない期間や、活動場所、活動時間が制限される場合
 - ・学校の部活動として通常設置していない駅伝大会や陸上競技会に向けたなど、特設活動を実施する場合

5 学校単位で参加する大会等の見直し

- 運動部が参加する大会数の上限の目安を12大会程度（総合体育大会・新人体育大会は除く）とする。ただし、練習試合は含まない。

6 文化部の活動

- 文化部活動の特性を踏まえつつ、「運動部活動に係る活動方針」に準じた活動とする。